

第5次精華町地域福祉活動計画

第1章 計画の概要（総論）

第1節	計画策定の意義	1
第2節	地域福祉活動計画の位置づけ	3
第3節	計画期間	5
第4節	関連計画等	5

第2章 基本理念・基本方針

第1節	基本理念	14
第2節	基本方針	15

第3章 事業（各論）

第1節	重点事業	17
第2節	実施計画	19
第3節	計画一覧	46

第1章 計画の概要（総論）

第1節 計画策定の意義

精華町社会福祉協議会（以下、社協）は、平成29年度に第4次精華町地域福祉活動計画（平成30年度～令和4年度までの5か年計画）を策定し、第1次計画の基本理念である「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を継承し、その実現を目ざして事業を実施してきました。

第4次計画の期間中、精華町は人口減少（※）に転じ、高齢者福祉や子育て支援、コミュニティーづくりといった地域課題はより大きくなっており、多様化する生活課題やサービス需要の拡大に対して計画的な対応が求められています。

また、新型コロナウイルスの影響によって失業や収入減少に陥った方々を含め、生活困窮者支援の施策や、国が示す地域福祉計画の視点、災害時要援護者支援、地域共生社会実現のための施策について、その考え方を踏まえることが求められています。

これらのことから、第4次計画と同様に社協としては、この活動計画を、①住民自身の活動計画として、②社協の事業・サービス計画として、③社協の発展計画としての役割を果たす計画として意義付け、住民の暮らしを支える社協としてこれまでの成果や蓄積を活かして、将来的なサービスニーズや社会動向に対応していきます。

※平成29年12月1日と令和4年4月1日の比較

	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率	年少人口率	介護認定率
平成29年	37,551	14,767	8,628	22.98%	15.00%	16.34%
令和4年	36,880	15,305	9,411	25.52%	13.36%	17.08%
差異	△671	538	783	2.54%	△1.64%	0.74%

平成29年の介護認定率のみ4月1日現在

表 地域の高齢化率など（令和4年4月1日現在）

中学校区	小学校区	地区	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率	75歳以上人口	後期高齢化率	認定率	
精華	精北	里	247	108	111	44.9%	58	23.5%	14.4%	
		旭	58	36	33	56.9%	18	31.0%	18.2%	
		舟	1,123	468	333	29.7%	138	12.3%	13.2%	
		滝ノ鼻	947	367	238	25.1%	110	11.6%	12.2%	
		菱田	1,479	671	468	31.6%	234	15.8%	15.4%	
		僧坊	1,704	766	457	26.8%	220	12.9%	17.7%	
		中久保田	417	188	158	37.9%	41	9.8%	6.3%	
		小学校区計	5,975	2,604	1,798	30.1%	819	13.7%	14.3%	
	川西	谷	267	118	184	68.9%	139	52.1%	16.8%	
		北稻八間	736	338	232	31.5%	133	18.1%	19.8%	
		植田	902	406	231	25.6%	142	15.7%	26.4%	
		菅井	278	121	113	40.6%	70	25.2%	24.8%	
		中	421	179	137	32.5%	106	25.2%	24.8%	
		東	497	267	161	32.4%	76	15.3%	28.0%	
		西北	243	105	109	44.9%	63	25.9%	20.2%	
		南	2,075	929	591	28.5%	323	15.6%	17.9%	
		北ノ堂	762	336	306	40.2%	174	22.8%	17.0%	
		馬淵	671	296	191	28.5%	104	15.5%	16.2%	
		祝園西一丁目	1,442	671	257	17.8%	119	8.3%	13.6%	
		小学校区計	8,294	3,766	2,512	30.3%	1,449	17.5%	19.5%	
		神の園	46	45	44		42			
		自衛隊	18	18						
	精華台	南稻八妻	915	451	373	40.8%	177	19.3%	19.6%	
		中学校区計	15,248	6,884	4,727	31.0%	2,487	16.3%	0.0%	
	精華南	山田荘	山田	561	258	236	42.1%	128	22.8%	27.5%
			乾谷	343	159	163	47.5%	94	27.4%	22.7%
			石榴	273	128	126	46.2%	76	27.8%	25.4%
桜が丘一丁目			1,240	505	317	25.6%	110	8.9%	9.5%	
桜が丘二丁目			1,071	407	270	25.2%	93	8.7%	10.4%	
桜が丘三丁目			1,314	556	420	32.0%	190	14.5%	13.8%	
桜が丘四丁目			1,312	552	350	26.7%	152	11.6%	12.0%	
エスぺロマ			425	167	70	16.5%	20	4.7%	17.1%	
		桜が丘 計	5,362	2,187	1,427	26.6%	565	10.5%	11.9%	
		中学校区計 小学校区計	6,539	2,732	1,952	29.9%	863	13.2%	6.9%	
精華西	東光	東畑	602	251	243	40.4%	134	22.3%	26.3%	
		光台一丁目	0	0	0	0%	0	0%	0%	
		光台二丁目	74	43	0	0%	0	0%	0%	
		光台三丁目	0	0	0	0%	0	0%	0%	
		光台四丁目	1,417	622	388	27.4%	185	13.1%	14.7%	
		光台五丁目	735	305	227	30.9%	98	13.3%	11.5%	
		光台六丁目	1,623	615	293	18.1%	123	7.6%	14.0%	
		光台七丁目	1,496	632	435	29.1%	192	12.8%	14.5%	
		光台八丁目	1,415	537	293	20.7%	156	11.0%	14.7%	
		光台九丁目	818	280	93	11.4%	32	3.9%	16.1%	
			光台 計	7,578	3,034	1,729	22.8%	786	10.4%	14.2%
		小学校区計	8,180	3,285	1,972	24.1%	920	11.2%	28.1%	
	精華台	精華台一丁目	1,084	372	137	12.6%	57	5.3%	9.5%	
		精華台二丁目	997	364	135	13.5%	65	6.5%	17.8%	
		精華台三丁目	1,163	440	198	17.0%	84	7.2%	14.6%	
		精華台四丁目	1,585	548	177	11.2%	283	17.9%	12.4%	
		精華台五丁目	1,237	345	39	3.2%	9	0.7%	10.3%	
		精華台一丁目 トナリ	314	127	63	20.1%	37	11.8%	19.0%	
		イングス精華台	207	84	35	16.9%	10	4.8%	8.6%	
		アス・マニッシュ・コート	326	124	45	13.8%	24	7.4%	17.8%	
			精華台 計	6,913	2,404	829	12.0%	569	8.2%	13.9%
			中学校区計	15,093	5,689	2,801	18.6%	1,489	9.9%	23.9%
	合計		36,880	15,305	9,480	25.7%	4,839	13.1%	16.6%	

		人口
既存地域 (旧地域)	旧居住地域の農村型コミュニティ	6,343
昭和地域	昭和40年代以降の住宅開発コミュニティ	10,620
学研都市地域	学研都市地域の開発コミュニティ	19,917
合計		36,880

第2節 地域福祉活動計画の位置付け

精華町地域福祉活動計画は、社協ならびに住民の取り組みを示す民間側の計画です。一方で、精華町の第3次地域福祉計画（令和元年策定）は行政の取り組みを示す行政計画であり、精華町総合計画のもとで位置付けられた分野別計画です。

行政と民間の2つの計画が縦割りではなく、住民の視点に立って一体的なものとなるように、精華町と連携を図りながら計画の実現を目指します。

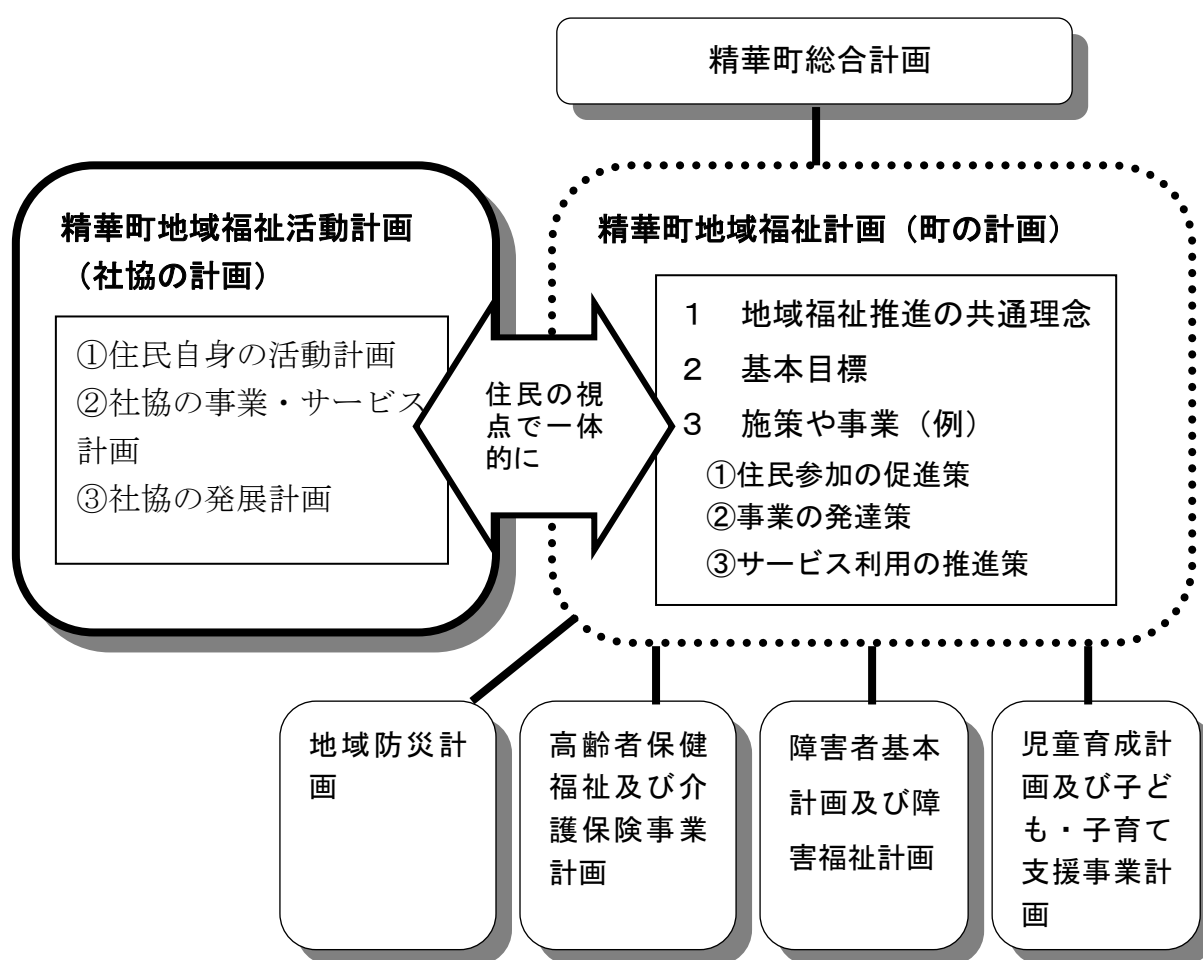


図 地域福祉に関わる計画

○地域福祉活動の担い手と役割

住民や地域組織に加えて、新たな担い手の参加促進が求められています

要援護者を地域で支えていくためには、活動の担い手同士が役割を分担し、協働して地域福祉活動を推進していく必要があります。例えば、ひとり暮らしの高齢者の日常的な安否確認や緊急災害時の支えあいなどは、行政や事業所職員が行うには限界があることから、住民や地域組織の役割が高まっています。

さらに、これらの活動の活性化のために、企業や商店、事業所、学生といった新たな担い手の参加を促進していくことが求められています。

精華町による環境整備、社協による活動支援が求められています

地域で支えあう力を高めていくために、精華町には人のつながりづくりの環境整備が、社協には住民や地域組織の活動支援が求められています。

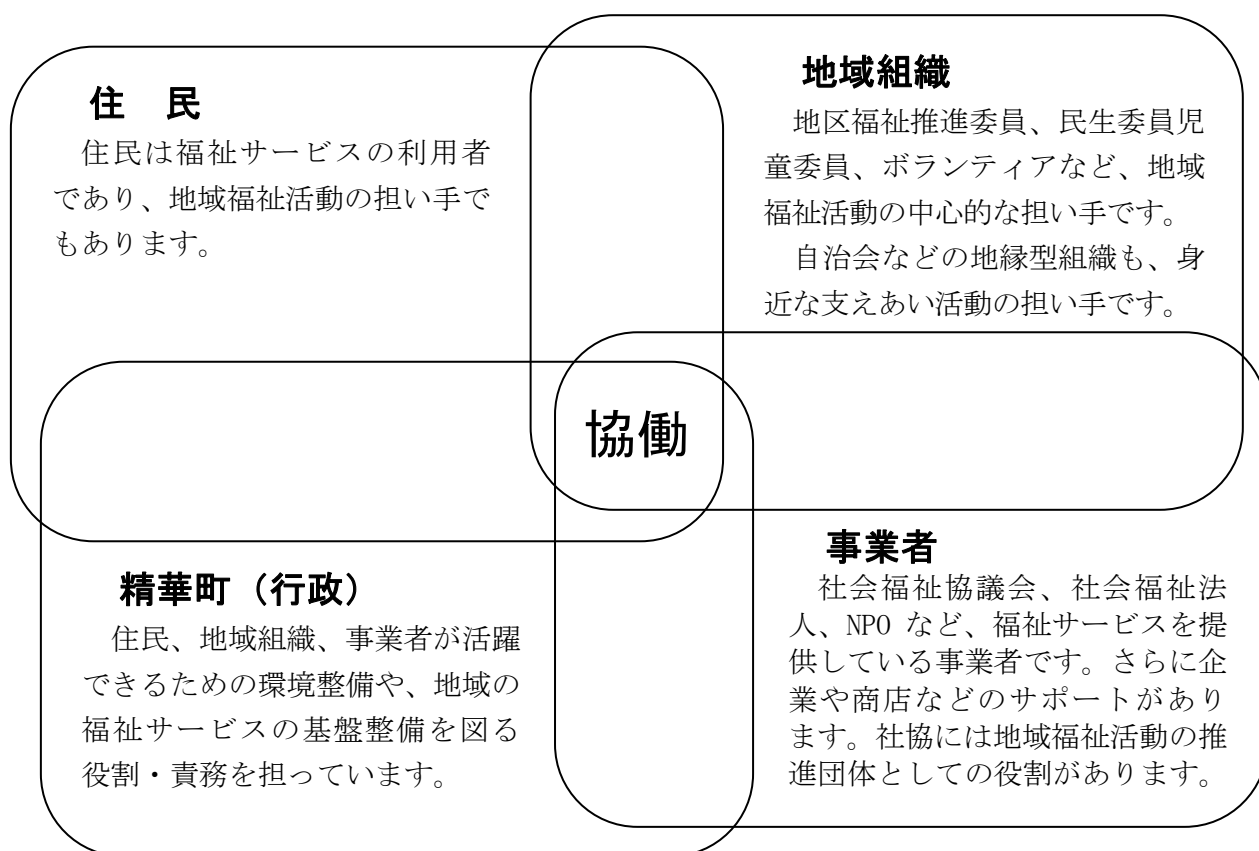


図 地域福祉活動の担い手と役割

第3節 計画期間

本計画は、令和5（2023）年度～令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。

第4節 関連計画等

（1）精華町第5次総合計画

精華町の上位計画である総合計画を踏まえる必要があります

- 精華町第5次総合計画では、10年後の地域福祉の目標像「地域で支え合う温もりのある町になっています。」を掲げています。コミュニティーの目標像では、小学校区単位で地域力を強化することや、拠点の確保を図るとしてしています。
- 目標像実現において、「自治会加入率」「小学校区別多目的施設整備率」「福祉ボランティア数」「福祉ボランティア団体数」といった目標指標が示されています。
- 地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な小学校区をコミュニティー圏域と設定しています。

コミュニティー	<p>自治会活動がしやすい環境を整備します。また、小学校区単位での防災や防犯の取り組み等による地域力の強化とコミュニティー拠点の確保を図ります。</p>	<p><目標像> 自治会活動がさらに活発になり、すべての小学校区単位に多目的に利用できる施設が確保されています。</p> <p><指標>1、2</p>
地域福祉	<p>身近な地域で福祉課題を把握し解決する地域福祉活動の推進体制の充実を図ります。</p>	<p><目標像> 地域で支え合う温もりのある町になっています。</p> <p><指標>3、4</p>

（指標）

	上段：指標名 下段：出典	現在値 (H. 23)	中間目標値 (H. 29)	期末目標値 (R. 4)
1	自治会加入率 (各自治会届出戸数÷行政区別人口世帯)	85.1%	86.5%	88.0%
2	小学校区別多目的施設整備率 企画調整課調べ	80%	80%	100%
3	福祉ボランティア数 町社協調べ 平成24年3月	595人	700人	1,000人
4	福祉ボランティア団体数 福祉課調べ 平成24年3月	55団体	70団体	85団体

コミュニティ圏域

○身近なまちづくりでは、自治会（区）を単位として地域活動に取り組まれてきましたが、より多様な地域活動の展開に対応するための地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な小学校区をコミュニティ圏域と設定し、地域活動の活性化に取り組めます。

精華町第6次総合計画

○精華町第6次総合計画が、令和5（2023）年度～令和14（2032）年度の10年間の計画期間で始まります。

- 基本理念
1. 緑豊かな調和のとれたまちづくり
 2. 将来にわたり高度な都市運営を支える自立のまちづくり
 3. 子どもたちが夢をもち輝けるまちづくり
 4. 誰もが健やかに暮らせる安全・安心のまちづくり
 5. 人と人とのつながりを大切にするまちづくり

将来像 人がつながり夢を叶える学研都市精華町

コミュニティ圏域の将来像

圏域	めざす地域の姿
精北小学校区	産業集積の拠点の形成と人が自然とつながる地域
川西小学校区	まちの拠点にふさわしい都市機能の充実と田園風景が調和する地域
精華台小学校区	共に考え共に育て住み続けたくなる地域
東光小学校区	人と科学と歴史がつながる安全・安心で美しい地域
山田荘小学校区	山田川と桜でつなぐ多世代が集まりたくなる地域

(2) 精華町地域福祉計画

精華町地域福祉計画との連携・施策調整が求められています

- 精華町地域福祉計画は、精華町として地域福祉活動の基盤整備や環境づくりを図る計画です。第2次精華町地域福祉計画（平成26年3月に策定、計画期間は平成26(2014)～35(2023)年度）の期間中、法改正を踏まえ抜本的に改めた、第3次精華町地域福祉活動計画が策定されました。計画期間は平成31(2019)～令和5(2023)年度です。
- これまで「市町村地域福祉計画」は任意の策定となっていましたが、改正後には策定の努力義務が明記されました。また、包括的な支援体制整備のため、高齢・障害・児童等の福祉の各分野の計画の「上位計画」としての役割が示されたところではあります。

理 念 誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町

- 目 標
- 1 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる
指標：小地域・校区福祉委員会の体制整備（3小学校区）
 - 2 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる
指標：絆ネットワークの強化（相談窓口・支援体制の再編）
 - 3 地域福祉がまちづくりの基軸となっている
指標：地域福祉推進体制の再編

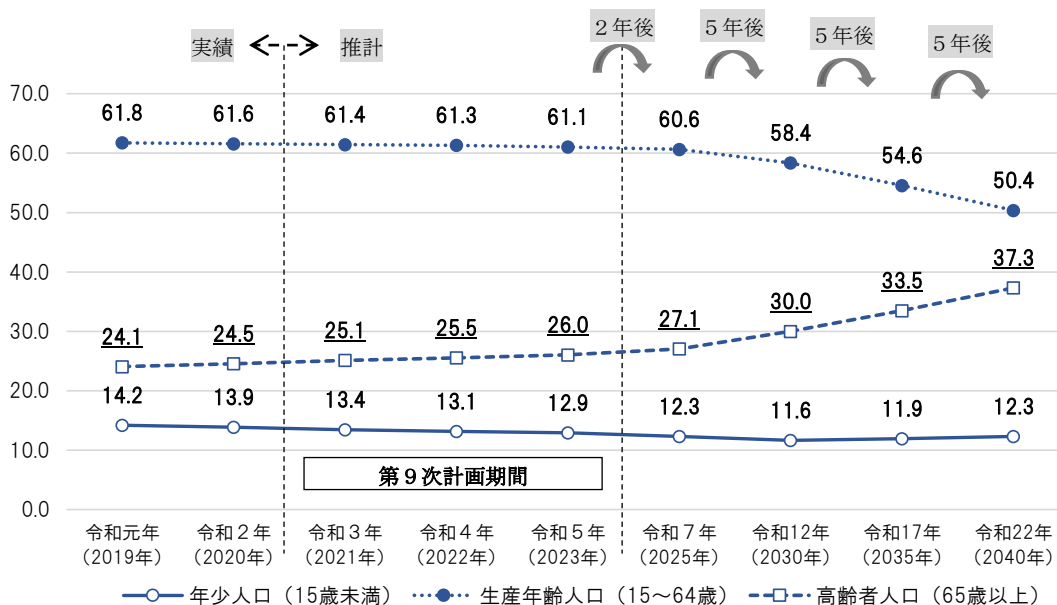
(3) 精華町第9次高齢者保健福祉計画

介護保険の事業主体として、計画を踏まえていくことが求められています

- 精華町第9次高齢者保健福祉計画（令和3年3月策定）は、高齢者福祉全般にわたる計画であり、計画期間は令和3（2021）年度～令和5（2023）年度です。
- 地域の特性に応じた介護保険サービスの提供を目ざして、A圏域（精北・川西小学校区）、B圏域（精華台・山田荘・東光小学校区）の日常生活圏域が設定されています。
- 65歳以上人口は着実に増加し、計画期末である令和5年の高齢化率は26.0%と

推計されています。

■年齢3区分別人口割合の推計



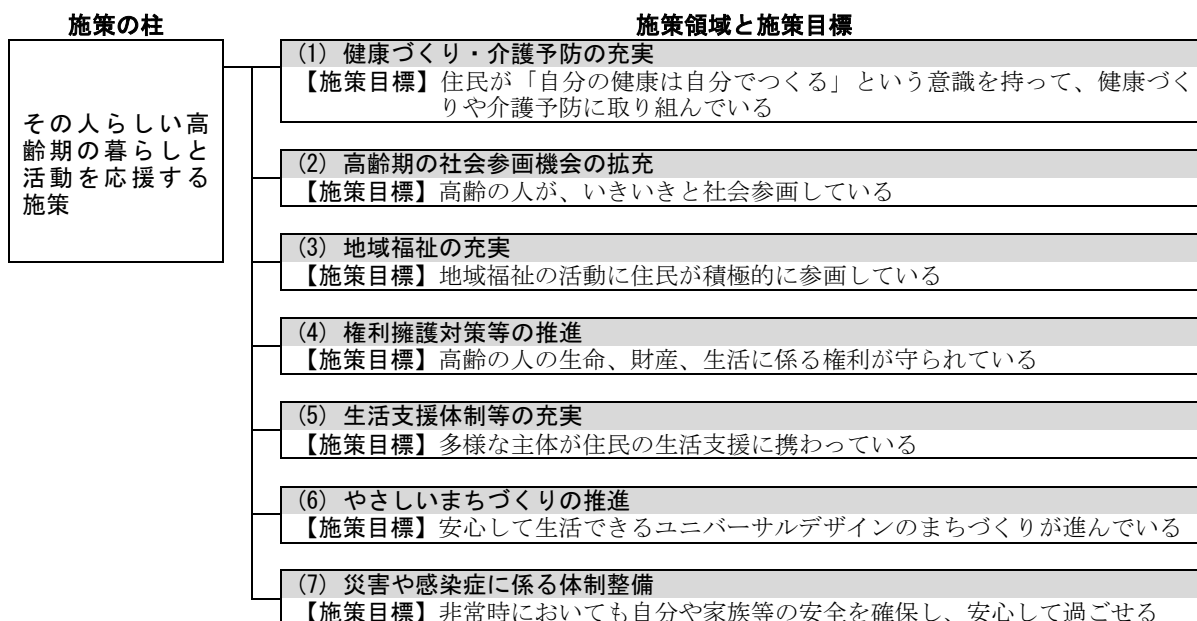
資料：実績／住民基本台帳人口（各年10月1日現在）
推計／住民基本台帳人口（各年10月1日現在）から推計

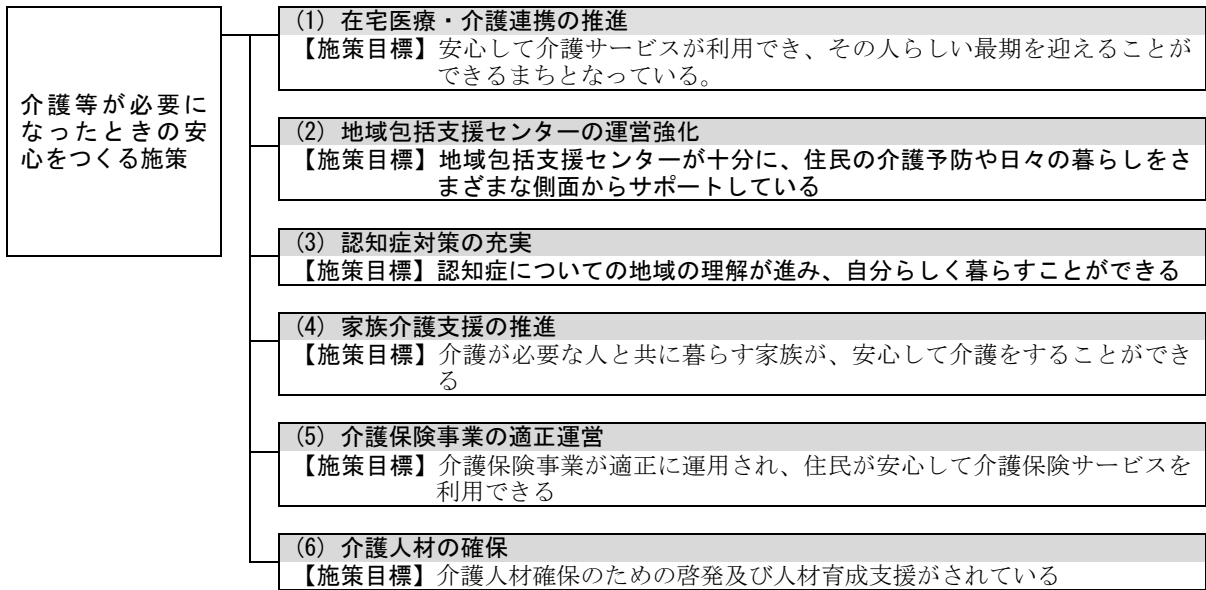
■施策体系

基本理念 「いくつになっても にっこり笑顔 仲間とともに 元気に暮らせる 精華町」

計画の目標 ①誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち

① 介護等が必要になったときの安心があるまち





(4) 精華町第2次障害者基本計画【改訂版】

障がい者支援について精華町第2次障害者基本計画【改訂版】との連携・施策調整が求められています

○精華町第2次障害者基本計画（平成24年3月に策定）は、平成24年度からおおむね10年間と定められていました。計画期間中に法律改正や、障害児福祉計画の策定義務化に伴い、第2次障害者基本計画【改訂版】が、平成31年度(2019)年度から令和5年度(2023)年度を計画期間とする計画として改められました。

理 念

障害があってもなくても 誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町

- 目 標
- 1 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける
 - 2 誰もが安心して毎日の生活をおくれる
 - 3 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

■障害者の推移

身体障害者・知的障害者・精神障害者数の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向にあり、令和3年度は身体障害者手帳が1,436人、療育手帳が353人、精神障害者保健福祉手帳が433人となっています。平成29年度と比較すると、身体障害者手帳は1.03倍（37人増）、療育手帳は1.10倍（34人増）、精神障害者保健福祉手帳は1.58倍（159人増）となっており、それぞれ増加しています。

種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者手帳	1,399	1,415	1,423	1,414	1,436
療育手帳	319	327	331	343	353
精神保健福祉手帳	274	327	372	399	433
合計	1,992	2,069	2,126	2,156	2,222

(単位:人)

(5) 精華町児童育成計画

子育て支援について精華町児童育成計画との連携・施策調整が求められています

○精華町児童育成計画（令和2年3月に策定）は、精華町として子どもと子育てを地域社会全体で支える「子育て支援社会」を精華町で実現していくために策定された計画です。計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間です。

○精華町は、子どもの健全な成長のために町民のすべてが力をあわせることを『子どもを守る町』宣言（昭和43年制定）として掲げ、まちづくりを進めています。

■精華町における児童の状況

平成29年度の0歳（出生数）は272人で、0歳～11歳の人口が4,383人、令和3年度は0歳（出生数）が215人で、0歳～11歳の人口が3,845人となっており、児童数は減少しています。

年齢	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
0歳 (出生数)	272	245	226	227	215
11歳以下 人口	4,383	4,258	4,117	3,992	3,845

(単位:人)

理 念

子どもと家庭、地域はひとつ！ にこにこ子育て、すくすく精華

目 標

- 1 子どもが健やかにのびのびと育っていけるまち
- 2 安心して子どもを生き育てていけるまち
- 3 地域ぐるみで子ども・子育てを見守り応援するまち

提供区域

自治体規模と、これまで教育・保育のニーズに対しては町内全体で柔軟に対応してきた経過を考慮し、町内全域を「教育・保育提供区域」として設定します。

(6) 精華町地域防災計画

災害ボランティアセンターについて町の計画を踏まえる必要があります

- 精華町地域防災計画（令和3年3月策定）は、災害対策基本法に基づき、精華町の地域に係る総合的な防災計画を策定し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。
- 計画の特徴として、災害ボランティアセンターにおける「災害ボランティアの育成計画」や「災害ボランティア受け入れ計画」が規定されています。

災害ボランティアの育成計画

- 平成20年に開設した精華町災害ボランティアセンターを中心に、精華町社会福祉協議会と連携の上、地域住民の防災意識の向上や、ボランティア、ボランティアコーディネーターの育成を通して、防災に対する意識の高揚を図る。

災害ボランティアセンターの平常時活動

- ①住民への啓発
- ②災害に備えた訓練
- ③災害ボランティアコーディネーター養成
- ④災害ボランティア募集・養成・登録
- ⑤災害備品の準備
- ⑥関係機関との連絡調整
- ⑦町外災害発生時に登録ボランティア等の活動体制を整える。

災害ボランティアセンターの災害発生時体制への移行

- ① 災害発生時体制への移行
おおむね災害発生から24時間以内に災害発生時体制への移行の判断を行い、72時間以内に災害発生時体制で運営できるように協議・準備を行う。
- ② 移行期間
移行期間は、災害ボランティア活動要請状況に応じて対応し、その後災害発生時体制の閉所を検討し、平常時体制に戻る。

災害ボランティア受け入れ計画

- 災害時において被災住民に対してきめ細かい対応をするために、地元住民のボランティア活動、地域外からのボランティア活動等が、効率よく行なわれるよう体

制の整備を進める。

○京都府災害ボランティアセンターと連携して、以下の対策を行う。

- ①ボランティアの受け入れ
- ②ボランティアの保険加入のあっせん
- ③ボランティアの受給調整

5 圏域の考え方

社協では、これまで自治会単位の住民による主体的な活動を支援してきました。

関連計画における圏域の考え方は、精華町第5次総合計画のコミュニティー圏域では小学校区、精華町地域福祉計画では小中学校区、介護保険事業計画では A、B 圏域が設定されています。

表 関連計画の圏域の考え方

計 画	圏域の考え方
精華町第5次総合計画	コミュニティー圏域 「身近なまちづくりでは、自治会（区）を単位として地域活動に取り組まれてきましたが、より多様な地域活動の展開に対応するための地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な小学校区をコミュニティー圏域と設定し、地域活動の活性化に取り組みます。」
精華町第2次地域福祉計画	方針3 校区圏域の地域福祉活動の支援 「コミュニティーづくり単位である小学校区圏域、町社協の小地域福祉活動の圏域などの考え方を踏まえます。小中学校を単位としたきめ細やかな行政サービスの提供や、住民の主体的な地域福祉活動を支援していくために、校区圏域の住民主体の活動を計画に位置づけ、活動を支援します。」
精華町第7次高齢者保健福祉計画	日常生活圏域 A 圏域（精北・川西小学校区） B 圏域（精華台・山田荘・東光小学校区）

第2章 基本理念・基本方針

第1節 基本理念

第4次計画の基本理念を継承して、計画の基本理念を以下のように設定します。

地域で共に助けあい 支えあうまちづくり

住民や地域組織、関係機関と共に役割を果たせるまちづくり

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を守っていくためには、地域福祉の担い手どうしが手を携えあう必要があります。

地域福祉の主役である住民や地域組織をはじめ、社会貢献活動を行う法人・事業所・商店・学校など、また専門職である社協や社会福祉法人、施設、医療機関、事業者、福祉サービスの基盤整備を図る精華町が、共に役割を果たして支えあうまちづくりを目指します。

テーマ型福祉活動が拡充できるまちづくり

精華町は、学研都市を中心としたまちづくりによって人口増加を続けてきました。その一方で、少子高齢化や核家族化、都市化が進行し、家族のもっていた介護や子育ての機能が低下するとともに、コミュニティーの希薄化によって隣近所や地域の支えあいの力が弱まっています。

他方、成年後見をはじめとする個人の権利をまもるための取り組みや、引きこもりの方を支援するための取り組み、防災に関する取り組みなど、特定のテーマに沿った活動が広がりを見せていることも特徴として挙げられます。

このようなテーマ型福祉活動が、より専門性を高めながら継続的に活動できるような環境充実を目指します。

生活全般を支え、住民と共に助けあえるまちづくり

社協は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置付けられています。自治会をはじめとする地域組織やボランティアなどによるインフォーマルサービスを支援するとともに、事業者としてフォーマルサービスを提供するなど、住民の生活を支えています。

制度の改正や社会動向を見定め、地域課題に沿った事業を展開し、地域で助けあうまちづくりを目指します。

第2節 基本方針

基本方針1 住民主体の地域福祉活動を支えます

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなかでも、21か所の小地域福祉委員会、36か所の高齢者サロン、16か所の子育てサロン、29か所の健康づくり体操教室が活動を進めています（令和5年2月現在）。また、住民相互の助けあい活動に特化した特定非営利活動法人（NPO法人）や自治会内での送迎・助けあい活動が進められています。これらの活動が継続的に実施されるとともに、必要に応じて他の地域でも実施されるよう積極的に働きかけます。

その他にも、インフォーマルサービスの担い手としてボランティアの養成や活動の推進、総合的な相談体制づくりに取り組みます。また、住民が地域で支えあうことの大切さを実感し、積極的に自治会活動等へ参加していけるように、情報発信と参加のきっかけづくりなどに努めていきます。

さらに、災害ボランティアセンターとしても地域住民や自治会・法人・企業・関係団体・行政機関などと連携を強化し、「災害にも強いまち」を目指して、各種の機能強化を図ります。

基本方針2 暮らしづらさを抱える住民に寄り添って地域生活を支えます

精華町社協は、地域福祉を推進する法的に位置付けられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。地域組織やボランティア、NPOなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ介護事業者としてフォーマルサービスを提供しています。さらに、それらの資源をネットワーク化して、住民の生活を支えていることが社協の特性です。

住民主体の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを高齢・障がい・子育て・生活困窮などに関わらず、暮らしづらさを抱えるすべての住民の立場に立って一体的に提供することにより、住民に寄り添って地域生活を支えていきます。特に、8050問題に例えられるように、長期間にわたる引きこもりは、介護・高齢者虐待・生活困窮などの課題と複合的に絡まりあう傾向があるため、地域住民や社会福祉施設、医療機関、行政機関などと連携しながら重層的な支援体制の構築に努めます。

基本方針 3 時代の変化に柔軟に対応できる組織・職員育成を目指します

第5次計画期間においても法制度の見直しが予想されることに加えて、高齢者の増加など、将来的なサービス拡充の必要性が予想されます。また、複合的な生活課題をもつ世帯が増加傾向にあるなど、職員の対応力向上が求められています。このために、職員の育成及び質の向上を図り、制度や地域課題に柔軟かつ積極的に対応できる組織体制づくりを進めます。

さらに、社協会員増強計画に基づく社協会員増に取り組み、共同募金を有効活用し、社協会費や共同募金配分金を地域で展開される福祉活動へ還元していくなど、地域住民に支えられた社協組織運営を目指します。

また、地域住民に必要な情報を届けるために、SNSなどを積極的に活用するなど情報発信の方法を工夫します。

第3章 事業（各論）

第1節 重点事業

1 地域住民による助けあい活動の拡充を目ざす

現在の取り組みをさらにきめ細かく展開するためには、地域の福祉課題を『我が事』として捉え、見守り活動から必要に応じて助けあい活動に発展させていくことが必要です。

住民意識調査（アンケート）において「住んでいる地域の問題点」を調査したところ、『買い物や通院に不便を感じている』が24%で最も高く、特に高齢者においては自動車による送迎を含む移動手段の確保が大きな課題であると考えられます。現在、精華町では公的な仕組みとして福祉有償運送を実施していますが、介護認定や利用目的などの条件があるため、介護が必要な方の通院などに限定されています。

一方、第4次計画期間中には、住民主体の助けあい活動（送迎を含む）を実施する団体がNPO法人格を取得し、また、自治会内における住民相互の助けあい活動（送迎を含む）が始まるなど、高齢者等の外出や日常生活を支援する取り組みは少しずつ広がりをみせています。

このような流れを受けて、地域の団体との連携を図りながら、地域住民による助けあい活動の拡充を目ざします。

また、日ごろからの見守り活動や助けあい活動は、災害発生時にも役立つため、災害救援活動の視点を含めてこれらの活動を推進します。

2 地域や専門家と連携した総合相談体制づくりを目ざす

精華町社協では、法律等の専門家と連携を図りながら弁護士による無料法律相談（月1回）・社協ふくし&相続相談（月2回）・司法書士による無料法律相談（年2回）を実施するほか、令和4年度からは地元事業所の協力を得て社協ふくし&暮らしの困りごと相談（月1回）を開始しています。

また、地域包括支援センターや権利擁護・成年後見センターを運営する組織として、専門職による介護相談、権利擁護や生活困窮に関する相談を総合的に行っています。

行政機関や地域包括支援センターなどの公的機関だけでなく、精華町全域に相談場所（機能）が広がるよう、介護事業所、小地域福祉委員会やサロン活動、各福祉団体が実施する活動と連携して、実態や地域ニーズを把握するとともに、フォーマル・インフォーマルな地域資源とつながっているという強みを活かして、地域包括

ケアシステムの一層の推進と総合相談体制の強化に取り組みます。

3 生きづらさ・暮らしづらさを抱える人を支援できるまちを目ざす

少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティー機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

また、家族介護や子育て、ダブルケア、不登校、長期間にわたる引きこもりなど様々な要因によって、高齢者・障がい者に限らず、生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

さらには、新型コロナウイルスの影響によって離職や経済的困窮に直面している世帯も増加しています。

第4次計画期間中には、町行政が重層的支援体制整備事業を実施するための移行準備期間に入り、年齢や障がいの有無を問わず包括的・重層的に要配慮者を支援する仕組みづくりが進められています。

現在は、絆ネット構築支援事業に基づいて精華町社協に配置しているコーディネーターを活用して、それぞれの支援団体や行政機関の相談員と連携を深め、生きづらさ・暮らしづらさを抱える人を支援するための他機関協働支援体制の構築を目指します。

4 時代の変化や対象者に応じた広報・情報発信を目ざす

住民意識調査（アンケート）において「健康や福祉に関する情報の入手先」を調査したところ『精華町の広報誌』が68%で最も高く、次いで『インターネット』が38.3%という結果でした。年代別にみると、おおむね年代が下がるにつれて「インターネット」の回答が高くなる傾向がみられ、70代以上では「医療機関」や「社会福祉協議会」「ケアマネジャー」という回答が、その他の年代に比べて高くなっていました。

従来から精華町広報誌「華創」や「せいか社協だより」を中心に必要と思われる福祉情報を掲載してきましたが、これらの調査結果をふまえて、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信を強化するとともに、職員から住民に直接情報を発信するために小地域福祉委員会やサロンの場に積極的に出向くなど、情報を届ける対象者に応じた広報を意識します。

また、公的制度や社協の取り組みだけでなく、地域で行われている住民主体の福祉活動・ボランティア活動を積極的に紹介することで、未実施地域への波及を目指します。

第2節 実施計画

施策1. 地域づくり・人づくり

(1) 小地域福祉委員会の充実・強化

【現状と課題】

- 精華町では現在、21自治会が小地域福祉委員会を設置し福祉活動を実施しています。活動の内容は見守り、地域行事、異世代間交流など様々です。この活動は単に地域交流だけでなく、自分たちの住む地域の困りごとを発見する手段の一つとして取り組んでいます。しかし、急速な高齢化と核家族化の進行は、自治会離れや地域内の関りの希薄化に拍車をかけ、ゴミ出しや買い物、通院などの外出が困難であるなど、多くの福祉面での課題を生み出しています。
- 各自治会に地区福祉推進委員を配置し、地域住民と本会との連絡調整や社協事業への参加、協力、自治会での困りごとや相談があった際のパイプ役をお願いしています。しかし、多くの自治会で役員任期が1年、地区福祉推進委員は2年の任期であることから、委員の役割や設置理由、活動内容の引継ぎが上手く行えていない現状があります。

【今後の取り組み】

①小地域福祉委員会活動の推進

- このような時代を迎える中で、身の回りに起こっている生活上の諸問題を地域ぐるみで解決できるように、各地域からの困りごとを抽出していく必要があります。そのためには、地域により活動内容や地域課題も異なることが考えられるため、各地域同士で交流できる機会を作り、意見交換や情報共有を行っていくことが重要と考えています。より一層地域活動が活性化し、1人でも福祉活動への理解が深まり、住民意識調査（アンケート）にもあったようなゴミ出しや、居場所づくりのような地域での活動に繋がるように、小地域福祉委員会を設置している自治会はもちろんのこと、未設置の自治会、または小学校区圏域の校区連絡会などに対して、意見交換のできる交流会を開催します。また自分たちの住む地域ではどのような困りごとがあり、どのような活動が可能なのかを考え、様々な課題解決に向けて、住民相互の取り組みを実施するきっかけが作れるように取り組んでいきます。

②地区福祉推進委員との連携強化

- 小地域福祉委員会活動を実施する自治会に対して活動助成金を交付するだけで

なく、地域づくりに欠かせない身近な推進役である地区福祉推進委員との協力を密にしていくためにも、地区福祉推進委員に就任された際には役割等の理解を深めていただくための説明会等を開催し、協力関係を強化することで小地域活動の充実を目ざします。

(2) 住民主体の支えあいの地域づくり推進

【現状と課題】

- 現在、各地域で気軽に集える地域での交流の場として、36か所の高齢者サロン・16か所の子育てサロン・1か所の障がい者サロンが自主的に活動を行っています。近隣住民同士の交流の場となり、共に助けあう関係を築くための重要な居場所となっています。しかし、新型コロナウイルスの影響で集うことが難しく、休止や縮小を余儀なくされるときもありましたが、集まれなくても見守り活動や対策を講じての実施などで少しずつ活気を取り戻しつつあります。本会では、このような住民主体の活動の場に対し、職員等を派遣し、学びの時間、体力作りの時間等を提供し、側面的支援を行っています。

「派遣内容一覧（令和5年3月現在）」

派遣内容
1. 知って安心！権利擁護講座
2. 高齢者ふれあいサロンにおける音楽療法士の派遣
3. 相続セミナー（内容は選択制）
4. 介護予防講座
5. ひっかからない！消費者被害
6. 認知症サポーター養成講座
7. 介護保険サービスの利用の仕方
8. 出張介護相談
9. 在宅介護についてのワンポイントアドバイス講座
10. いつまでも笑顔イキイキ「はつらつ体操」
11. お助け隊！「サロンのレクリエーションお手伝いします」

- 住民意識調査（アンケート）では、高齢者等の外出時の移動手段が課題となっていました。現在、精華町内にはNPOや地域内で独自に地域移送サービスを行う団体が2か所ありますが、どちらの団体も1つの小学校区内に活動拠点があるため、地域差があると考えられます。また、送迎の需要は増える一方で、協力者の自家用車を送迎に使用しなくてはならないなどの事情により、協力者（運転者）不足が課題となっています。本会では高齢者等の外出時の移動手段とし

て、福祉有償運送事業を実施していますが、行き先や目的、年齢等により利用制限が設けられています。また、公共交通機関やくるりんバスも運行されていますが、1日の運行本数が少ないなど、地域によっては外出に支障をきたしており、住民の生活課題を支援する取り組みが必要となってきました。

【今後の取り組み】

①専門職・専門家の派遣

○引き続き、職員等派遣を行うことにより、楽しく集える居場所の継続と、職員等が住民と関わる機会を持つことで日常的な困りごとの相談や、窓口には来られない方などの隠れていた課題解決に向けても支援していけるように意識し、必要な場合は関係機関にも繋げていきます。また、弁護士や司法書士等の協力も得て、住民の日常生活に関わる困りごとの相談に対して地域へ専門家を派遣し、本会だけでは解決できない法的な相談も、安心して繋がるよう取り組んでいきます。

②地域移送サービスの充実【重点】

○住民意識調査（アンケート）の結果をふまえ、買い物や外出のための地域移送サービス（住民相互の助けあい活動）は大きな課題と認識し、現在、精華町内で独自に地域移送サービスを行っている団体に対して運営上の課題などを調査します。既存の活動が継続できるよう具体策を講じ、あわせて他の小学校区でも地域送迎サービスが展開されるよう働きかけます。

（3）地域福祉活動者の人材発掘、育成

【現状と課題】

○地域の福祉課題も複合化・複雑化しており、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、地域の居場所づくりなどの活動の中止や自粛により、生活が不活発な状態が続き、フレイル（虚弱）や認知症などが進行することも少なくありません。また、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が徐々に拡大しています。しかし、担い手不足やサロンボランティアの高齢化などの課題も多く、その中で様々な工夫をして活動されています。そのような課題に対しての相談等を受け止め、地域福祉活動に関する情報や人材募集等を発信し、課題解決に努めています。

【今後の取り組み】

①コーディネート機能の強化

○地域福祉活動の楽しさや、やりがいを次世代の人たちに伝え、関心を持ってもらえるよう継続的に広報誌やホームページ等で情報発信を行います。また、地域に出向き、住民の声を聞く機会を作ることや、誰でも参加しやすい話し合いの場を計画すると同時に、たくさんの人に声をかけ、活動への参加を促します。結果として、活動をしたい人としてほしい人がうまく繋がり、その仕組みが広がるよう

に継続して支援していきます。

(4) 福祉教育の推進

【現状と課題】

- 地域福祉の次世代の担い手となる子どもたちに対して、福祉体験学習等を実施しています。学校と地域等が連携して体験学習を行うことで、地域交流の大切さや、思いやりの精神が育まれることを目的に推進しています。各学校によって状況は異なりますが、現在、福祉体験学習は毎年実施されているものの、その先の福祉教育までは充実しているとは言えません。また、小・中学校での福祉体験学習は、児童・生徒に福祉と向き合う時間を作ることができていますが、今後は精華町内の教育機関だけでなく、地域全体に福祉教育を広げていく必要があります。

【今後の取り組み】

①生涯にわたる福祉教育の推進

- 自分たちの暮らす町に関心を持ち、福祉課題に気づき実行する大切さを学び、福祉体験学習を通して地域とのつながりを広げていくために、各学校への学習プログラムの提案やボランティア団体の紹介などを進めていきます。従来からの小・中学校への福祉教育の取り組みは継続しながら、今後は地域の団体や企業等に対して啓発や声掛けを行い、子どもから大人まで生涯にわたって福祉教育を受けられる環境を整備していきます。

(5) 地域公益活動の実施

【現状と課題】

- 平成 28 年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規程が創設されました。
- 介護職の不足は、精華町内に限らず全国的に社会問題化しており、年々深刻になっています。求人募集のほか、地域の中で新たな介護人材を独自に育成する仕組みが必要となってきました。
- 地域公益活動の取り組みとして、第 4 次計画においては居場所づくり支援事業（空き家を活用した多様な居場所づくり・絆カフェ）や認知症カフェを実施してきましたがコロナ禍での継続した開催が困難な状況であったため、途中からは地域の団体からの依頼に応じて、専門職が地域に出向いています。

【今後の取り組み】

①介護人材育成の環境づくり【新規】

○介護職を養成するためには、介護職員初任者研修の実施機関が必要です。地域の中で新たな介護人材を創出することを目的に、本会において、講師となる職員の育成を目指し、介護職不足が解消されるように人材を育成し地域に還元できる仕組みづくりを目指します。

②地域貢献活動の推進

○引き続き、高齢者サロンをはじめ地域の団体からの派遣依頼に応じ、職員を派遣し専門職が有する知識を地域に還元します。

精華町内における小地域福祉委員会・ふれあいサロンの状況						
中学校区	小学校区	地 区	小地域福祉委員会	高齢者サロン	子育てサロン	障がい者サロン
精華	精北	菱田	○	○	○	
		滝ノ鼻	○	○		
		中久保田		○		
		舟	○	○		
		里		○		
		僧坊		○		
		旭				
	川西	谷	○	○		
		北稲八間	○	○		
		植田	○	○		
		菅井	○	○		
		北ノ堂	○	○		
		馬淵	○	○	○	
		南		○	○	
		祝園西一丁目			○	
		中				
		東		○		
	西北		○			
	精華台	南稲八妻	○	○		
精華西	精華台	トチノキ		○		
		精華台一丁目	○	○		
		精華台二丁目	○	○		
		イングス精華台		○		
		アズ・マニッシュ、コート				
		精華台三丁目		○	○	
		精華台四丁目	○	○	○	
		精華台五丁目			○	
	東光	東畑	○	○		
		光台四丁目	○	○	○	
		光台五丁目	○	○		
		光台六丁目	○	○	○	
		光台七丁目		○		
		光台八丁目	○	○	○	
光台九丁目			○	○		
精華南	山田荘	山田	○	○		
		乾谷		○		
		柘榴		○		
		桜が丘一丁目	○	○	○	
		桜が丘二丁目		○		
		桜が丘三丁目		○		
		エスペローマ				
		桜が丘四丁目	○	○	○	
全町的な活動					3	1
合 計			21	36	16	1

令和5年2月現在

施策 2. ボランティア活動推進

(1) ボランティア活動の継続的支援

【現状と課題】

- 昨今のボランティア活動において、メンバー不足やメンバーの高齢化が懸念されています。ボランティアとは一般的には、「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」を指すとされています。その活動には4つの原則があり、その原則とは、①「自主性・主体性」、②「社会性・連帯性」、③「無償性・無給性」、④「創造性・開拓性・先駆性」です。ボランティア活動は、豊かなふれあいの機会となるだけでなく、コミュニティーづくりの具体的な実践活動と言えます。より多くの住民がこのような活動に主体的に参加できるよう、情報提供や助成金などの支援を継続しています。

【今後の取り組み】

①ボランティアグループへの支援

- 現在、精華町ボランティアセンターに登録しているグループは21団体です。無償での活動が原則のため、必要な物品購入などに対応できるよう助成金を継続して交付します。ボランティアの高齢化に伴い、申請等の事務手続きが困難になってきている団体に対しては、窓口等で資料作成を援助します。

②インターネット等の有効活用

- 一方、住民意識調査（アンケート）では中高年の住民からインターネットやWEB上でのやり取りを希望されている内容もあることから、ホームページ内での様式のダウンロードや、インターネット等の使い方講座なども計画し、継続的な活動を進める中での事務負担軽減に努めていきます。また、既存のボランティア活動を幅広く理解してもらうために、ホームページやSNS等を活用してアピールしていきます。

(2) ボランティアセンターの相談機能強化

【現状と課題】

- 本会では福祉のまちづくり実現に向けて、ボランティア活動推進を図るために精華町ボランティアセンターを設置運営しています。ボランティアセンターでは、ボランティアをしたい人、ボランティアに協力してほしい人、現にボランティア活動をしている人からの相談に応じていますが、福祉制度・福祉サービスの充実に伴い、近年はボランティアに協力してほしい人からの相談が著しく減少しています。ボランティアセンターは、公的な制度やサービスだけでは解決できない住

民の福祉ニーズを相談していただける場所であることを住民や福祉専門職に周知する必要があります。

【今後の取り組み】

①周知広報・ニーズ把握の強化【重点】

○ボランティアセンターの役割を知っていただくために、住民や福祉専門職に対して広報を強化します。また、生活支援コーディネーターとの連携を強化することで、住民の福祉ニーズの把握に努めます。

②アウトリーチ活動の強化

○窓口での相談対応だけでなく、地域イベントや企業イベントなどが開催される際は、ボランティアセンターの周知場所を用意していただくよう働きかけるなど、アウトリーチを意識したコーディネート機能の強化を図ります。また、ボランティアコーディネーターが定期的にボランティアグループの活動に出向き、活動上の悩みごとなどを聞き取ります。

(3) ボランティアの育成・ボランティア活動への参加促進

【現状と課題】

○令和4年度のボランティアセンター登録者数は454名（令和5年3月現在）で減少傾向となっています。課題であるボランティアの高齢化や担い手不足が顕著に表れていると感じています。担い手不足の解消や、地域住民の連帯意識の高揚と福祉に携わるボランティア活動への参加促進を図るために、ボランティア講座等を開催しています。

【今後の取り組み】

①コーディネーターの連携強化

○ボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターの協力体制を構築し、継続的に広報活動やボランティア養成講座、研修等を行います。また、ボランティア活動を行っている団体が孤立しないよう、情報共有や意見交換ができる交流の場を計画し、横の繋がりの強化とモチベーションの向上を図ることで、ボランティア活動への参加を促進します。

【精華町ボランティアセンター登録者数】

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
574名	492名	586名	552名	454名

施策 3. 感染症や災害時における様々な機能強化

(1) 災害ボランティアセンターの運営

【現状と課題】

- 精華町災害対策本部の要請から 72 時間以内に災害ボランティアセンターを非常時体制に切り替えて運営します。平常時は、災害ボランティアの活動拠点となる精華町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する基本的事項等を協議するとともに、研修・訓練などを実施することで災害時における迅速かつ的確な対策が行えるようにすることを目的に運営しています。
- 近年の異常気象などで頻繁に起こりうる災害で、災害時のボランティア活動は今やなくてはならない存在ですが、誰も何らかの形で災害時の活動に対して興味や関心があるものの、活動参加を先延ばしにしまい、関心が薄れていく人も多いという課題があります。

【今後の取り組み】

①啓発活動の強化

- いつ起こるかわからない災害に対し、もしもの時に動ける人材、資材や正しい知識を準備しておく必要があります。被災者に直接向き合う活動以外にも、自分の持つスキルや経験を活かした身近な活動があることを地域全体で知るために、活動のきっかけづくりとして町内の学校だけでなく自治会や地域での福祉活動団体に対し、研修をはじめ防災教育などを実施し、災害ボランティアセンターの啓発にも力を入れていきます。

②コーディネート機能等の強化

- 災害発生時に被災者と災害ボランティアをコーディネートする役割を持つ災害ボランティアコーディネーターのスキルアップを行い、災害時におけるボランティアの受け入れ態勢を整備するとともに、補助金等を活用して活動資機材の充実を図ります。

(2) 地域や学校への防災教育の推進

【現状と課題】

- 精華町内の小学校からの依頼を受け、災害ボランティアセンターから講師を派遣しています。防災教育を実施することで、様々な自然災害等の危険性や安全で安心な社会づくりの意義の理解を促しています。昨今では新型コロナウイルスの影響を受けて学年合同での講座が開催できないなどの課題はありますが、各学校と相談しながら小規模開催などの工夫を凝らし実施しています。

○精華町の中でも地域防災には関心が高まっています。昨今ではメディアでも防災について目にすることが多くなっていますが、実際に自分たちの地域で何をすべきか、何から始めれば良いのか、わかりづらいという課題があります。

【今後の取り組み】

①防災教育の継続実施

○防災の輪を広げるために、引き続き各学校に対して防災教育の推進を働きかけ、児童・生徒に身近に起こりうる災害への意識と知識を学ぶ機会を作ります。

②地域活動への参加と関係づくり

○自治会などで防災について取り組みを始めている地域も見られます。このような取り組みに災害ボランティアセンターとして参加することで、平常時から顔の見える関係を築きます。また、これから防災に対して取り組む地域に対しても、準備の進んでいる地域の参考事例や地域ごとの災害のリスクなどを一緒に考え、災害に備えていきます。

（3）災害時の他機関・団体等との連携

【現状と課題】

○大規模災害発生時には、様々な分野からの支援が求められますが、思うように連携が取れていないのが現状です。また、発災直後の支援だけではなく、災害後の生活を見据えた中長期的な支援を実現するには多機関・団体等との連携が不可欠です。

【今後の取り組み】

①企業・団体等との関係づくり【新規・重点】

○地域生活の早期復旧を旨とする災害時のボランティア活動を安全かつ円滑に行えるよう、精華町内の企業や団体に対する災害ボランティアセンターの周知広報に加え、訓練や研修等への参加促進を図ります。今後、連携をとることで各企業や団体のスキルに合わせた役割分担や協力体制を旨とします。

（4）災害時福祉避難所設置運営訓練の継続

【現状と課題】

○精華町は、大規模災害の際高齢者や障がい者など「災害時要配慮者」が福祉避難所の機能に合わせて利用できるよう、神の園、京都大和の家、相楽作業所、けいはんなプラザホテル、介護老人保健施設とちのき、南山城支援学校、ファイン桜が丘、精華町社会福祉協議会デイサービスセンターを福祉避難所として指定しています。

- 災害発生時、第一次避難所から福祉避難所までの移動手段などが定められておらず、引き続き精華町との調整が必要です。役割の明確化や他の福祉避難所との連携が課題です。
- 本会では、平成 25 年度から定期的に災害時福祉避難所設置運営訓練を実施し、福祉避難所設置運営マニュアル作成に向け取り組んできました。
- 本会では、令和 2 年度に福祉避難所設置運営マニュアルが完成しましたが、その後、新型コロナウイルスの影響で福祉避難所設置運営訓練を実施できていません。災害発生時に迅速に対応できるよう、運営マニュアルに沿った訓練を実施し、体制を整備することが求められます。また、現状にあったマニュアルを整備するために定期的な見直しが必要です。

【今後の取り組み】

①連携強化の働きかけ

- 過去に精華町が招集し、精華町福祉避難所会議が開催されています。今後も精華町及び他の福祉避難所との連携強化と情報共有を図るため、会議の開催を精華町へ働きかけていきます。

②地域住民への働きかけ

- これまでは施設職員中心の災害時福祉避難所設置運営訓練でしたが、避難行動要支援者や地域の協力者を巻き込んだ訓練を重ねることで、地域住民及び職員の意識高揚を図ります。

(5) 業務継続計画 (BCP) の作成

【現状と課題】

- 令和 3 年度介護報酬改定により、全ての介護サービス事業者を対象に、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築が義務づけられました。
- BCP とは、事業者が自然災害や感染症発生時といった緊急事態に直面した際、事業資産の損害を最小限にして事業を継続できるように、平常時から緊急時に備えて必要な方法・手段を決めておく計画のことで、介護保険事業所においては計画を策定する必要があります。

【今後の取り組み】

①業務継続計画 (BCP) の作成【新規】

- 介護サービスが安定的・継続的に提供できる体制の構築に向けて、事業継続に向けた取り組みの強化として業務継続計画 (BCP) を作成し、年に 1 回計画を見直しするとともに、研修や訓練 (シミュレーション) を実施します。

(6) 感染症対策の強化

【現状と課題】

○職場における感染拡大防止策を掲げ、出勤時に職員全員の体調確認を行い、室内の換気や消毒を徹底しています。また、ノロウイルス等に対応するため、応急セットを設置し、定期的に感染症対策に関する研修を実施しています。

○事業所として、感染症の発生及びまん延等の防止に関する取り組みの徹底が求められています。

【今後の取り組み】

①専門員会の設置及び職員研修の実施

○現状に沿った感染症対策を行います。また、感染症対策に関する委員会の開催、指針の整備や職員研修に取り組んでいきます。

施策4. 地域住民の総合相談窓口

(1) 専門家による各種福祉相談等の実施

【現状と課題】

○専門家による各種相談等についてはニーズが増加傾向で、開催日によってはキャンセル待ちが出る時も少なくありません。法律等の専門家と連携することで福祉や生活に関する問題にワンストップで対応し、多くの方が安心して暮らすことのできる町を目ざしています。また、地域の困りごと相談に対しては、必要に応じて関係機関に繋ぐなど問題解決に向けて努めています。

【今後の取り組み】

①専門家との連携強化【重点】

○生活に密着する法律的な悩みごとについては、安心して専門家に相談できるよう実施体制を整え、地域住民へ広報します。また、専門家に相談する内容以外の身近な困りごとに対しても、複数機関に行かなくてもよいように総合的かつ円滑に窓口で相談ができる体制を構築していきます。

(2) 地域包括支援センターによる総合相談の実施

【現状と課題】

○地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口として様々な相談に対応しています。相談ニーズはより多様化、複雑化しており、保健・福祉・医療との連携強

化など地域包括ケアシステムの推進が必要です。

- 平成27年2月から南北2か所の地域包括支援センター体制になりましたが、年々相談件数が増加しているため、体制の強化が求められています。
- 相談内容は、介護サービスを受けるための手続きに関することや、虐待が疑われる案件、介護サービスを利用しても生活課題が解決しない困難事例など複雑多岐にわたりますが、地域包括支援センターを構成する専門職の確保が非常に困難な時代を迎えており、特定の専門職への負担が大きくなっています。

【今後の取り組み】

①専門家との連携強化

- 今後もさらに複雑化していく相談ニーズに対しては、保健・福祉・医療の専門家以外にも、法律の専門家などと重層的に支援していく必要があります。

【地域包括支援センター（町全域）】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総合相談件数	1,477件	1,431件	1,908件	2,147件	2,732件

②地域包括支援センターの体制強化

- 現行の体制では増加する介護相談への対応が困難であるため、精華町に対して体制の見直し（強化）を働きかけます。

③専門職の確保・育成

- 要件を満たす専門職を確保するために、計画的な職員採用を行います。また、経験の浅い職員が、働きながら社会福祉分野の資格取得を目ざせるよう環境を整えます。

（3）身近な相談窓口充実

【現状と課題】

- 地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として対応していますが、住民の方が相談されるのは比較的、介護が必要となったケースが多い現状があります。地域包括支援センター以外でも住民の方が気軽に相談できる場所が不足しています。

【今後の取り組み】

①相談場所の増設

- まちの福祉サポート店登録業者から薬局などの医療等の専門職がいる企業と協働し、住民が気軽に相談できる場所の増設に努めます。

(4) 介護相談の強化

【現状と課題】

- 居宅介護支援事業所において、ケアマネジャーとして担当している家族やその知人からの介護相談が多い傾向にあります。相談窓口を拡充することで地域住民に対して気軽に相談できる体制づくりが必要です。

【今後の取り組み】

①アウトリーチの強化

- 介護が必要になった高齢者等の介護相談を充実させるために、広報活動を通じて相談窓口の周知や啓発を行います。また、気軽に相談できる体制づくりを構築するには、住民との顔の見える関係づくりが必要です。そのためには、ケアマネジャーが地域に出向くことを意識します。

施策5. 配慮が必要な人々への複合的相談・活動支援

(1) 多機関協働による相談機能強化

【現状と課題】

- 既存の制度に当てはまらない相談が増えています。今までは最初に相談を受けた窓口の案件抱え込みで1つの事業所の負担が大きくなることや、連携不足などで事業所間での情報のやり取りに時間がかかること、また相談場所のたらいまわし的な対応や、相談を受けても担当業務以外の内容については十分な聞き取りや対応ができなかったなど、大きな課題と問題がありました。また、同じような名前の相談窓口があり「どこに相談していいかわからない」ということも住民意識調査（アンケート）に書かれていました。住民にとってわかりやすい相談窓口、柔軟に対応できる窓口が必要とされています。

【今後の取り組み】

①相談員の育成

- 生きづらさを抱える人の中で複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の把握や、各機関へつなぐ仕組みを構築する中で、相談者の気持ちに寄り添い、適切な対応ができるよう関係機関職員の能力向上のための研修や会議等を実施し、相談援助業務担当者のスキルアップを図ります。

(2) 多機関との連携強化

【現状と課題】

- 少子高齢化や生活困窮、8050問題、更にコロナ禍ではあらゆる世代の人々が困

難に直面し、社会構造の変化の中で様々な課題を抱え、地域課題が顕在化しています。中でも生活困窮世帯や引きこもりの方などの実態は見えにくいことが多いため、地域や各機関、社協内部での情報共有や協力が不可欠です。また、このような状況での福祉ニーズの多様化、複雑化を踏まえ、各相談機関が連携強化することで、どの窓口に行っても適切な支援や相談員に繋がり、解決を図るしくみを構築していきます。

【今後の取り組み】

①相談機関の連携強化【重点】

- 実際に相談があった場合には、十分な聞き取りを行ったうえで相談内容にあった関係機関を招集し、情報を共有し、課題解決に繋げていけるよう連携の強化を図ります。また、課題が複雑多岐にわたる場合は、行政機関においても複数の部署の参加協力が必要となるため、精華町に積極的な参加協力を働きかけます。

（3）権利擁護体制の充実

【現状と課題】

- 高齢者や障がい者の方の権利擁護相談は、その数が増加するだけでなく、内容も複雑さを増しています。本人やその家族等が困ったときに迷わず相談できる相談窓口となるよう広報活動に努めています。また一方で支援する側の人材不足が課題となっているのも現状であり、円滑な対応や相談を進めるにあたり人材確保が急務です。
- 認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない方が成年後見制度を適切に利用できるよう、制度の利用促進と円滑な制度運用ができる仕組みづくりを進めるため、精華町とともに令和元年度から中核機関としての機能を担っています。

【今後の取り組み】

①生活支援員の増強

- 京都府社協から委託を受けて、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を実施しています。判断能力が不十分になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるように福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理等の支援を継続するために、生活支援員の増強を旨とします。

②制度の普及啓発

- また、市民後見人が主体的に活動し、業務を適正に行うことができるよう、精華町権利擁護・成年後見センターが後方支援を行い、研修等を定期的実施することで市民後見人活動を推進します。さらに、関係機関などからの相談も増加しているため、制度や利用できる対象者の理解も含め、継続した広報活動に努めます。

(4) 社協内部連携強化

【現状と課題】

- 複雑さを増した課題や相談が多くなっています。今までは見過ごされていたような法律、制度では対応できない案件に対し、社協内部で情報共有や相談、課題提示ができるような体制づくりが必要です。

【今後の取り組み】

①横断的チームの組織化【新規・重点】

- 本会は介護保険事業や相談事業、支援事業など複数の事業を実施している強みがあります。その強みを活かして各分野からの専門職を改めて組織化し、チームを形成します。各方面からのさまざまな課題を持ち込み、相談・共有・フォローできる体制を構築することで、幅広い分野の課題に対応できる体制を整えていきます。

(5) 生活困窮者への対応強化

【現状と課題】

- 生活福祉資金貸付事業の教育支援資金は、相談件数が最も多い貸付相談になります。世帯の経済状況によらず等しく教育を受けるための支援になるため、状況などを正確に確認し、迅速に対応できるよう努めています。

【今後の取り組み】

①連携の強化

- 生活困窮世帯等の自立支援として京都府社協から委託を受けて生活福祉資金の貸付業務を実施していますが、今後も相談が増加すると見込まれるため、聞き取りから申請・償還に向けての支援を行い、貸付では解決しない案件については自立支援機関や精華町担当課等との連携を図り、少しでも生活不安を軽減できるよう努めていきます。

(6) 個別ニーズの把握や地域課題の把握

【現状と課題】

- 地域ケア会議は、困難事例の課題解決と地域課題の抽出を目的に開催していますが、困難事例の課題解決に向けた地域ケア会議では、当事者が閉鎖的で関係機関や住民等と課題解決に向けた会議を開催することに対して消極的な現状があり、会議件数が少なく地域課題の抽出が困難な状況です。

【今後の取り組み】

①地域課題の分析

- 今後は困難解決に向けた地域ケア会議以外にも、自立支援型地域ケア会議や民生

委員等と情報共有することにより地域の実態把握を行い、個別課題を抽出していきます。また、地域包括支援センターへの総合相談から地域課題を分析し、生活支援コーディネーター等と協働して必要とされている支援活動を検討し、精華町に対して積極的に政策提案します。

【事業実績（延べ人数）】

事業名	年度				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
絆ネット構築支援事業（相談者数）	36名	25名	31名	43名	62名
福祉サービス利用援助事業（利用者数）	519名	468名	393名	406名	351名
精華町権利擁護・成年後見支援センター（相談者数）	—	145名	172名	89名	122名
生活福祉資金貸付事業（借受人数）	55名	61名	56名	54名	52名

施策6. 認知症の方と家族への支援体制の充実

（1）認知症の方への介護サービスの充実

【現状と課題】

- 本会では、認知症の方が安心して在宅生活が継続できるよう、認知症対応型通所介護「ほっとぴあ」を運営しています。
- 認知症高齢者の増加に伴い、認知症の方へのサービスの充実が求められています。
- 認知症高齢者が増加しているにも関わらず、「ほっとぴあ」の利用者数は伸び悩んでおり、町内に1つしかない認知症対応型のデイサービスとしての特徴を活かし、認知度を高めることが課題となっています。また、認知症の影響により知らない場所で過ごすことが心理的不安の要因になり、サービスが定着しにくい現状があります。

【今後の取り組み】

①特徴を活かしたサービスの充実

- ほっとぴあ運営推進会議をとおして、住民や関係機関の意見を取り入れながらサービスの充実に努めます。
- 認知症対応型の特徴である少人数での支援の利点を活かし、より家庭的な雰囲気でも過ごしていただける環境づくりに努めます。また、認知症予防に効果的な音楽

療法・園芸療法・認知症予防ゲーム（スリーA）などの充実を目指します。

○認知症対応型通所介護事業「ほっとぴあ」の事業広報を積極的に行います。

【事業実績（延べ利用者数）】

年度 事業名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症対応型 通所介護事業	2,478 名	2,402 名	2,322 名	2,647 名	2,068 名

（2）認知症の方と家族への支援

【現状と課題】

○認知症状の進行や重度化に伴い、介護者家族の介護負担が増加しています。

○介護者家族の高齢化や複雑化するさまざまな課題に対して、専門職が解決に努める仕組みが求められています。

【今後の取り組み】

①多職種連携の相談体制づくり

○認知症の方とその家族が安心して在宅生活を継続できるよう多職種と連携した相談体制づくりに努めます。

（3）認知症に関する研修の充実

【現状と課題】

○認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるためには、認知症に関する正しい知識と理解の普及が必要です。また、介護従事者についても認知症介護の理念、知識及び技術のレベルアップが求められています。

【今後の取り組み】

①地域住民を含めた研修の実施

○地域住民や介護者家族向けの講座等を実施し、認知症に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

○介護従事者に対しては、認知症に関する研修等の実施または外部研修に参加することで認知症の方への対応力向上を目指します。

○精華町キャラバン・メイト連絡会と連携を図り、住民や企業（商店）に対し認知症の疾患理解や対応方法について、認知症サポーター養成講座をとおして認知症に対する理解を深められるよう支援します。

施策7. 生きがいをもてる暮らしの推進

(1) 役割を担える社会参加の場の充実

【現状と課題】

- 精華町では、介護保険サービスや高齢者サロンなどは比較的充実してきています。高齢や障がい、認知症などの理由で支援が必要な場合は公的なサービスが中心となり、支援を受ける側となっていることが多い状況です。本人の残存能力を發揮し社会参加できる場が不足しています。

【今後の取り組み】

①活動・活躍の場の創出【新規】

- 個別ニーズや地域課題の把握を行っていきながら、高齢になり介護や支援が必要になってもサービスを受ける側だけになるのではなく、当事者や地域住民、関係団体と連携を図りながら、役割の担える新たな社会参加の場を地域の中に作れるよう働きかけていきます。

(2) 既存組織の活動支援

【現状と課題】

- 本会では、ひとり暮らし高齢者の親睦・交流を深めることを目的として、「精華町ひとり暮らし高齢者の会」の運営を支援しています。仲間を見つけ、孤立せず安心できる場となるように支援していますが、参加することができる方が少ないのが現状です。
- 他に、母子会や身体障害者協議会、精華町カラフル発達な子の親の集い（支援学校生親の会）、老人クラブ連合会、介護者家族の会などの活動を支援しています。参加者同士が交流や情報共有することで孤立せず社会参加できることが期待されていますが、コロナ禍の中、当事者組織の活動自粛や世話役の高齢化が進み担い手が不足していることから活動頻度が減少している課題があります。

【今後の取り組み】

①当事者組織の継続支援

- 参加者同士が定期的集い、交流し、社会参加する機会を積極的に持てるよう当事者組織の活動が活性化するように課題を共有しながら積極的な支援を行っていきます。

(3) 新たな組織の立ち上げ支援

【現状と課題】

- 地域が抱える課題は多様化するとともに地域性や個別性も高くなってきており、生活に支障があり支援が必要な方の社会的孤立が増加傾向にあります。既存のインフォーマルサービスではそぐわないケースも多くみられます。また、声があげられず、埋もれてしまうこともあるという課題もあることから、必要に応じて安心して集える居場所などを提供しています。例えば、今までの新しい取り組みの1つとして不登校の子を持つ親の集いが開催され親同士の交流が行われました。そのつながりから不登校の児童が、本会のデイサービスセンターでボランティアを体験したこともありました。このように、個々の生活課題を持った人が安心して人との関わりを持てる場を一緒に考えています。

【今後の取り組み】

①アウトリーチの強化

- 支援が必要な方へのアウトリーチを強化し、地域での課題や当事者のニーズを把握できるように、各機関や地域住民、自治会、民生児童委員などの声に耳を傾けていきます。同じ悩みを持つ人同士や関係する機関とのつながりをつくり、孤立しないよう関わっていきます。
- 協力してもらえる個人や団体、場所などが見つければ、新たな支えあいを育てるとともに、その人が多様な形で社会参加できるよう、生きがい・楽しみ・仲間づくりなどができる居場所等が立ち上がるよう支援していきます。

施策 8. 住み慣れた地域で暮らすための継続支援

(1) コーディネート型サービスの充実

【現状と課題】

- 本会では、住み慣れた地域で暮らすための継続支援策として、住民の協力を得ながら実施しているコーディネート活動と、介護保険など公的なサービス調整を行う居宅介護支援事業を実施しています。これらのサービス調整を「コーディネート型サービス」と総称しています。
- 高齢化・少子化・核家族化などにより、高齢者世帯や一人暮らしなど、地域から孤立しやすい家庭が増加しています。日常の生活に支障があり、公的な福祉サービスの利用が困難な方に対して、住民相互の助け合いによるサービスの提供を行

っています。ふれあいサポート事業、ファミリーサポート事業、配食サービスなどは、生活の支援に加え、人々を孤立させない関わりやつながり、見守りの目的をもって行っています。

- いずれの事業も協力・援助会員、ボランティアなど担い手不足が課題です。ふれあいサポート事業は活動内容の見直し、配食サービス事業ではボランティア食数の上限を決めるなど、活動の制限を行う状況が出てきています。今後、隣近所の地域住民同士で支えあう仕組みに移行していく支援も必要になってきています。
- アンケート調査結果では、外出時の交通手段がないことが、さらに大きな課題となっています。課題解決に向けた取り組みを町レベルで検討、実施していく必要があります。
- 居宅介護支援事業では、本人の自己決定に基づき、住み慣れた地域や自宅で介護保険サービスを受けながら安心して生活していただけるようケアプランを作成しています。要介護者の日常生活を支えるために、医療機関や介護サービス事業所と連携を図っていますが近年、一人暮らしや高齢者世帯が増える中で、医療や介護・家族の支援だけでは要介護者の生活を支えることはできない現状があります。（ゴミ出しや安否確認等）

【今後の取り組み】

①協力者の増強

- 住民相互の助けあい活動の充実（ふれあいサポート事業）、福祉サービス事業の適切な提供（紙おむつ等給付事業・配食サービス事業・外出支援サービス事業・障害児者移送サービス事業）、ファミリーサポート事業の安定した運営を目ざし、協力者の増強に努めます。

②地域支援の意識強化

- 居宅介護支援事業では、要介護者が住み慣れた地域や自宅で安心して生活を送ることができるよう、個別支援に加えて地域支援につなぐ視点を意識したケアプラン作りに取り組みます。新型コロナウイルス感染症によりサービス利用が休止になった利用者の重度化防止や介護者の負担軽減を図るために、関係機関と連携して適切なサービス利用につなげていきます。

③専門職の育成

- また、質の高いケアマネジメントを目ざすために、特定事業所加算の取得を検討します。経験年数が5年以上の介護支援専門員については主任介護支援専門員の取得を目ざし、ケアマネジメントの向上、在宅医療や地域課題に関する知識を深め、職員個々の資質向上に努めていきます。

【事業実績（延べ利用者数）】

事業名 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ふれあいサポート事業	976 名	815 名	679 名	570 名	447 名
ファミリーサポート事業	370 名	501 名	288 名	294 名	512 名
居宅介護支援事業	1,318 名	1,203 名	1,420 名	1,417 名	1,556 名

（2）訪問型サービスの充実

【現状と課題】

- 介護保険事業として訪問介護事業及び介護予防相当サービス、障害福祉サービスとして、居宅介護事業と重度訪問介護事業を実施しています。要支援や要介護状態の利用者においては、老老介護や虐待、家族が支援できない、地域とのつながりが無いなどといった生活状況の複雑化が見えてきています。また、介護職員の不足により、利用者が希望する時間帯にサービス調整をすることが難しくなってきました。
- 近年家事・育児に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけでなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加しています。こうした需要に対応するため、ヘルパーが家事・育児に対して不安・負担を抱えた妊産婦がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐとともに、赤ちゃんとの生活の確立を目指し、安心して出産、子育てができる支援体制を確保することを目的として、令和 5 年 1 月から精華町からの委託により産前産後ヘルパー派遣事業を実施しています。

【今後の取り組み】

①人材確保と人材育成

- 訪問介護事業においては、安心して自宅で過ごしていただくために、利用者の状態によっては、専門的な知識や統一した支援方法が必要となってくることから研修会や勉強会に参加します。また、安定したサービスを供給するために人材確保に努めるとともにキャリアパス制度により実務者研修・介護福祉士の資格取得を促すことで特定事業所加算 I を維持し、質の高いサービスを提供します。質の高

いサービスを維持するための取り組みとして、年1回利用者への満足度調査の実施と3年に1度第三者評価（外部評価）を受診します。

- 産前産後ヘルパー派遣事業においては、ヘルパーのもつ専門的知識を生かして、妊産婦を含む保護者の支援をおこなっていきます。

【事業実績（延べ利用者数）】

事業名	年度				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護事業	5,802名	7,342名	8,749名	8,684名	8,438名
介護予防訪問介護相当サービス	671名	703名	560名	726名	511名
居宅介護	678名	839名	720名	824名	901名
重度訪問介護	一名	20名	25名	24名	24名
産前産後ヘルパー派遣事業	—	—	—	—	10名

（3）通所介護事業の充実

【現状と課題】

- 本会では通所介護事業として要支援・要介護認定を受けた方を対象とした「通常規模型通所介護・介護予防通所介護相当サービス」を運営しています。また、要支援・事業対象者（生活機能の低下がみられた方）を対象とした「精華町総合支援事業通所型サービスA（おたっしや倶楽部）」を行っています。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう自立支援を意識したサービスの提供に努めています。高齢化が進む中、重度介護者や様々な身体状況の方への支援ができる体制づくりが求められています。

【今後の取り組み】

①身体的負担の軽減

- ノーリフティングケアを目ざし、利用者及び職員双方の身体的負担の軽減を図ります。また、重度の要介護者や様々な身体状況の利用者への対応ができるよう努めます。

②専門職の資質向上

- 人材育成に力を入れ、キャリアパス制度を利用した継続的な人材確保と共に介護職員の介護福祉士資格の取得を目ざし、職員個々の資質向上に努めます。

③介護予防の推進

○利用者の生活課題の解決や介護予防支援の推進を目ざし、機能訓練を充実させるなどの個別性の高いサービス提供に努めます。

【事業実績（延べ利用者数）】

年度 事業名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
通常規模型 通所介護事業	7,356 名	7,813 名	8,596 名	7,280 名	6,980 名
介護予防通所介 護相当サービス	626 名	571 名	589 名	356 名	276 名
通所型サービス A おたっしや 倶楽部	567 名	738 名	638 名	829 名	1,190 名

（４）介護者家族の支援

【現状と課題】

○日常生活において、支援または介護が必要な方を支える家族が担う役割は多岐にわたります。毎年行う利用者満足度調査等での介護者の抱える課題等について対応するしくみが必要です。

【今後の取り組み】

①介護ストレスの軽減

○介護者家族交流会等で当事者同士の意見交換を行い、介護ストレスの軽減に繋がります。

施策 9. 財源の確保・情報発信

（１）会費及び募金の啓発強化

【現状と課題】

○営利を目的としない民間組織である社会福祉協議会が、地域福祉活動を推進していくための財源として、社協会員による社協会費収入及び共同募金配分金があります。これらの納入は、地域の自治会に戸別集金という形で多くを委ねている現状ですが、自治会の加入率が下がっていることで、低迷しているのが大きな課題です。特に若い世代や一人暮らし世帯、居住年数が浅い世帯で加入率の低下の傾向が顕著になっています。

○納入いただくにあたり、単に「社協事業や地域福祉に対する財政的な支援をお願いします。」

いするもの」に留まるのではなく、納入者が地域福祉に自主的に参画する意識を持っていただけるよう、地域に根ざした事業展開を目ざし、住民に対して理解を深めていけるよう努めています。

【今後の取り組み】

①使い道を含めた広報の強化

- 社協会費や共同募金は、社協が地域福祉活動を進めていくための根幹となる貴重な財源であるとともに、地域で暮らす住民や企業、団体が地域福祉活動に参加していただける方法の一つです。将来的に安定した事業の継続や、地域に根ざした福祉サービスを提供するために、ご協力いただいた寄付金等の使い道を理解いただけるよう、会費や共同募金の社会貢献度と必要性を明瞭に伝え、周知広報に努めます。また、地域での様々な活動状況や社協事業などの情報提供の場の充実を目ざし、多くの住民・団体・企業に積極的に参加・協力していただく取り組みを行っていきます。
- 自治会の協力を得て会費や募金の依頼をさせていただくことから、自治会役員や住民の方々への十分な説明を心掛けていきます。

【会費実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
口数	4,323 口	4,208 口	3,757 口	3,744 口	3,924 口

(2) 福祉情報発信力の強化

【現状と課題】

- 住民意識調査（アンケート）において「健康や福祉に関する情報の入手先」を調査したところ『精華町の広報誌』が 68%で最も高く、次いで『インターネット』が 38.3%という結果でした。情報発信としては、精華町の広報誌や本会ホームページや社協だよりを活用していますが、今後はホームページの更なる充実や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信を強化し、情報を届ける対象者に応じた広報を意識する必要があります。
- 機関紙（せいか社協だより）は、住民の方に本会の活動を知ってもらうため年 4 回発行しています。掲載内容については編成会議で検討しています。
- ホームページでは、本会が実施する福祉サービスやイベントなどの最新情報を随時更新しています。
- 地域で実践されている福祉活動や本会の福祉サービス・事業などを撮影・動画編集し、本会ホームページで紹介する取り組み「どんちゃんネル」を展開していません。コロナ禍により、過去 3 年間は取り組みが停滞しています。

【今後の取り組み】

①SNS の活用【重点】

- 情報を伝えたい世代に応じて、広報誌を活用するほかホームページや SNS を積極的に活用します。また、住民との顔の見える関係作りを構築するために、小地域福祉委員会などの地域の集まりに積極的に出向き、職員の声で住民に伝えることを意識します。
- 機関紙（せいか社協だより）の発行、内容充実。
- ホームページの充実
- どんちゃんネルの充実

（3）書類の管理業務の効率化・コスト削減

【現状と課題】

- 現在は、帳簿・伝票・書類等は紙での取り扱いをしていますが、電子帳簿保存法に対応するため、ペーパーレス化・電子化を進めていくことが必要になってきます。適切な管理を行うためには、関連する組織内の内部規程、改ざん防止のための事務処理規程も併せて整えることが必要です。また、導入する ICT 機器等は、業務の効率化の点から、他部署や他事業との機能連携を図ることができるものを選択する必要があります。

【今後の取り組み】

①電子化の推進

- 会計、勤怠管理等のシステムの導入
- 関連する社内の内部規程、改ざん防止のための事務処理規程の整備

（4）地域資源の情報収集・還元

【現状と課題】

- 介護保険サービスにおいて、本人が実現できることや自宅で生活するために介護保険サービス以外のサービスをケアプラン上に位置づけることとされていますが、情報不足により地域資源といったインフォーマルサービス（介護保険外サービス）の位置づけが弱い現状があり、社協の地域福祉部門、地域包括支援センターや近隣の居宅介護支援事業所と地域資源などインフォーマルサービスの情報について、共有することが不十分な状況です。
- 住み慣れた地域や自宅での生活を送るために、インフォーマルサービスは今後必要性が高く、行政や社協、住民が一体となって問題を解決していかなければならない課題です。

【今後の取り組み】

①情報の集約と発信

- 地域資源情報も日々更新されていることから、近隣の医療機関や介護サービス事業所、インフォーマルな活動（サロン）等の地域資源の情報収集を行い、パンフレットを作成するなどして地域住民へ情報を発信していきます。また、利用者、家族からの情報収集により地域で直面している課題を抽出し、自治会や小地域福祉委員会などに対して課題に対する取り組みを働きかけていきます。

第3節 計画一覧

施策	取り組み	重点	新規	頁
1. 地域づくり・人づくり	(1) 小地域福祉委員会活動の充実・強化			19
	(2) 住民主体の支えあいの地域づくり推進	○		20
	(3) 地域福祉活動者の人材発掘、育成			21
	(4) 福祉教育の推進			22
	(5) 地域公益活動の実施		○	
2. ボランティア活動推進	(1) ボランティア活動の継続的支援			25
	(2) ボランティアセンターの相談機能強化	○		
	(3) ボランティアの育成・ボランティア活動への参加促進			26
3. 感染症や災害時における様々な機能強化	(1) 災害ボランティアセンターの運営			27
	(2) 地域や学校への防災教育の推進			
	(3) 災害時の他機関・団体等との連携	○	○	28
	(4) 災害時福祉避難所設置運営訓練の継続			
	(5) 業務継続計画（BCP）の作成		○	29
	(6) 感染症対策の強化			30
4. 地域住民の総合相談窓口	(1) 専門家による各種総合相談窓口	○		
	(2) 地域包括支援センターによる総合相談の実施			
	(3) 身近な相談窓口充実			31
	(4) 介護相談の強化			32
5. 配慮が必要な人々への複合的相談・活動支援	(1) 多機関協働による相談機能強化			
	(2) 多機関との連携強化	○		
	(3) 権利擁護体制の充実			33
	(4) 社協内部連携強化	○	○	34
	(5) 生活困窮者への対応強化			
	(6) 個別ニーズの把握や地域課題の把握			

施策	取り組み	重点	新規	頁
6. 認知症の方と家族への支援体制の充実	(1) 認知症の方への介護サービスの充実			35
	(2) 認知症の方と家族への支援			36
	(3) 認知症に関する研修の充実			
7. 生きがいをもてる暮らしの推進	(1) 役割を担える社会参加の場の充実		○	37
	(2) 既存組織の活動支援			
	(3) 新たな組織の立ち上げ支援			38
8. 住み慣れた地域で暮らすための継続支援	(1) コーディネート型サービスの充実			40
	(2) 訪問型サービスの充実			
	(3) 通所介護事業の充実			41
	(4) 介護者家族の支援			42
9. 財源の確保・情報発信	(1) 会費及び募金の啓発強化			43
	(2) 福祉情報発信力の強化	○		
	(3) 書類の管理業務の効率化・コスト削減			44
	(4) 地域資源の情報収集・還元			